

第1章

計画の策定にあたって



第 1 章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

医療技術の進歩や経済・社会生活の向上により、日本の平均寿命³⁷⁾は、世界のトップ水準を保っています。しかし一方では、不規則な食生活や運動不足、様々なストレスなどにより、肥満・糖尿病・高血圧・脂質異常症・がんなどの生活習慣病²⁶⁾やこころの問題が増えているのが現状です。その結果、医療や介護の必要な人々が増えており、健康寿命¹⁶⁾を延ばしていくこと、つまり元気に生きていくことが、生活の質を高め、ひいては増大を続ける社会保障負担を減らすことにつながります。

国においては、国民の健康増進の基本方針として、平成12年に「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」が策定され、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的に、健康を増進し病気の発症を予防する「一次予防⁸⁾」を重視した取組が推進されてきました。

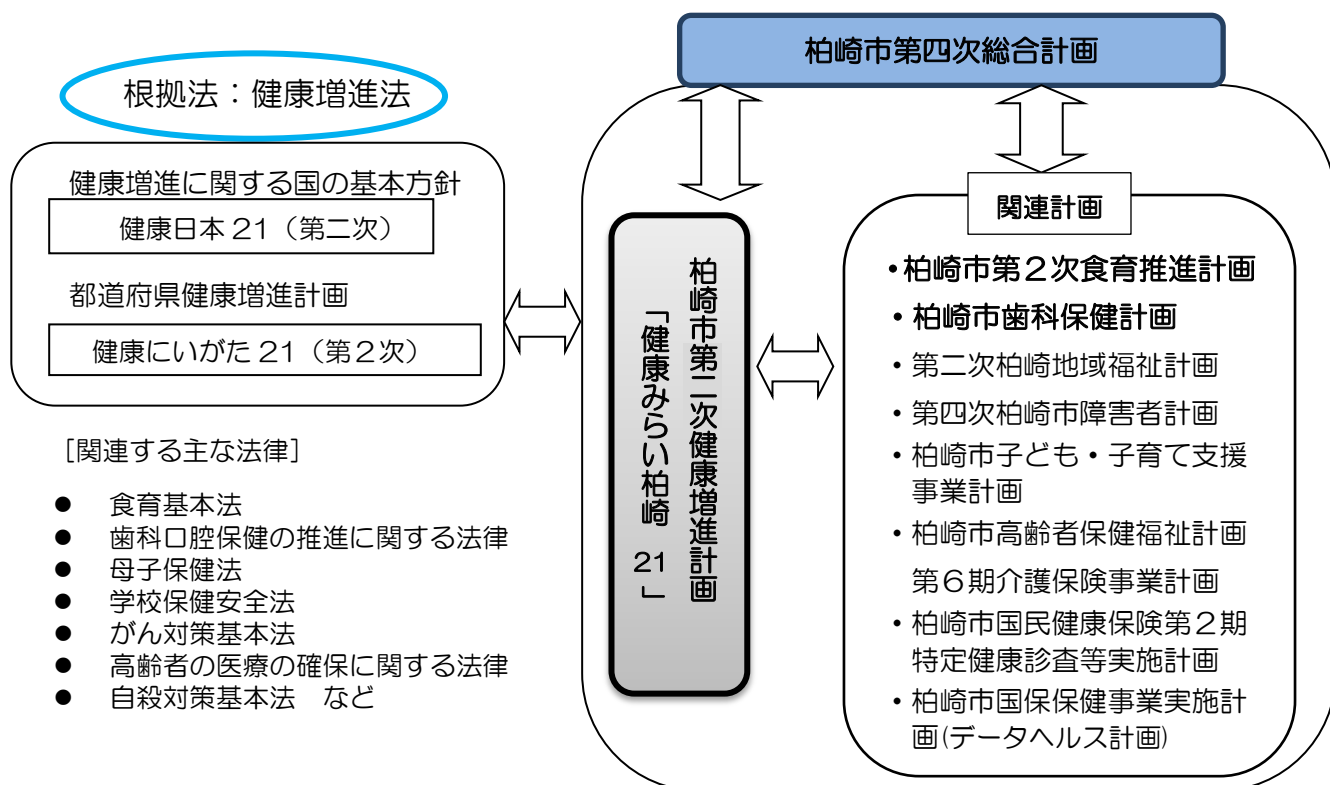
平成25年度からの「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21（第二次）」（以下「健康日本21（第二次）」という。）では、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ⁴⁰⁾に応じた、健やかで心豊かに生活できる社会の実現を目指すとしています。

本市においても、国の「健康日本21」の地方計画の位置づけとなる柏崎市健康増進計画「健康みらい柏崎21」（計画期間：平成18年度～平成27年度）を策定し、市民一人ひとりが自分の生活をコントロールして、家族や周囲の人々とともに、各々の目指す姿を実現することを目的として取組を推進してきました。

急速な少子高齢化²³⁾や生活習慣病の増加、社会経済的状況を背景とした健康格差¹⁵⁾の深刻化など、市民の健康を取り巻く状況は大きく変化しています。市民の健康の現状を把握し、課題を整理するとともに、国の「健康日本21（第二次）」「すこやか親子21（第二次）」や新潟県の健康増進計画「健康にいがた21（第2次）」を踏まえ、平成28年度からの柏崎市第二次健康増進計画「健康みらい柏崎21」を策定します。

2 計画の位置づけ（法的根拠）

本計画は、市民の健康の増進を図るための基本的な事項を示すため、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として、市の現状と「健康日本21（第二次）」や「健康にいがた21（第2次）」を踏まえ定めます。また、市の上位計画である柏崎市第四次総合計画や各ライフステージにおける市民の健康に関連する各計画と整合性を図るものとします。



3 計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、5年後の平成32年度を目途に、各目標の達成度、進捗状況などについて中間評価を行い、また、必要に応じて見直しを行います。

【第二次健康増進計画「健康みらい柏崎21」及び他の現計画の計画期間】

| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 |
|----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 健康日本21（第二次） | 平成25年度～平成34年度 | | | | | | | | | | |
| 健康にいがた21（第2次） | ※期間は、平成25年度から28年度の3年間だが、目標設定は、平成25年度から10年間を見据えた目標設定を行っている | | | | | | | | | | |
| 健康みらい柏崎21 | 平成28年度～平成37年度（平成32年度に中間評価） | | | | | | | | | | |
| 柏崎市食育推進計画（第2次） | 平成25年度～平成29年度 | | | | | | | | | | |
| 柏崎市歯科保健計画 | 平成25年度～平成29年度 | | | | | | | | | | |

4 計画の対象

この計画は、乳幼児期から高齢期までのすべての市民を対象とします。

5 計画策定の視点

“健康づくりの主演”である市民一人ひとりの取組を社会全体で支援し、健康づくりの輪が地域に広がるよう、市民主体の視点で策定します。

6 計画の策定体制

計画を策定するにあたり、保健医療、教育・児童福祉、企業や地域など各分野の関係者で構成する「柏崎市健康増進計画策定ワーキンググループ」を設置し、計画の原案に広く市民の意見を反映するとともに、健康づくりに関する専門的かつ客観的な立場から意見を求め、平成 26 年度、27 年度にかけて計画の策定作業を行いました。その中で、第一次健康増進計画の最終評価や柏崎市における健康の現状や課題を把握するため「市民アンケート調査」を実施しました。

また、計画策定の基礎資料として、健康に関する市民の意見を生かすため、市内全域で開催する「健康づくり地区懇談会」等で調査を行いました。

さらに、本計画は、乳幼児期から高齢期まで全年代を対象とする計画であることから、庁内における「健康増進計画庁内連絡会」を開催し、各担当課から見える現状課題を整理し、行政の取組内容について協議し策定しました。

計画の原案は、市の附属機関として設置した「柏崎市健康づくり推進会議」に意見を求めるとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。